令和　年　月　　日

(派遣元）

(派遣先）

**派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第２６条第４項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を、下記のとおり通知します。

記

**１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

**２　上記事業所の抵触日**

**３　その他**